審 査 業 務

レセプトが国保連合会に届くまで

医療行為に対する費用は「診療報酬」と言い、診察・処方・治療行為などそれぞれ点数化されて決められており、１点＝10円で計算されます。

診療報酬の明細を記載したものを「レセプト」といい、医療費の請求書のようなものです。

各病院で、受診（診療）月ごと、入院・外来ごとなどなど…それぞれ分けて作成されたレセプトが国保連合会に届き、その内容を確認・審査します。

A病院

5月中のSさん

目が痛くて受診
→ドライアイの診断
・診療中に目薬を使用
・処方箋を発行

足をくじいて受診
→捻挫の診断
・レントゲンを撮影
・処方箋を発行

レセプト（診療報酬明細書）

例

５ 月 診 療 分

Sさん 生年月日　男性	保険者（○△市） A 病 院

病名	・ドライアイ ・捻挫 ・	令和○年５月 令和○年５月

初診料	50 点　×１回
再診料	30 点　×１回
目薬	5 点　×１回
レントゲン（右足）	50 点　×１枚
処方箋料	45 点　×２回

	請　求	決　定
保険	225 点	点

※実際の点数とは異なります

５月中にSさんにかかった医療費の合計225点＝2,250円に保険が適用されて1,575円（７割）が保険から支払われるはず…

レ セ プ ト を
国 保 連 合 会 へ

レセプトは審査１課・審査２課で審査されます。

ですが、医療行為は医師にしか判断できないので、最終決定は審査委員会（医師など）が行います。

審査１課・審査２課ではその補助（事務共助）を行います。

審査１課
審査２課

５ 月 診 療 分

Sさん 生年月日　男性	保険者（〇△市） A 病 院

病名	・ドライアイ ・ ・	令和〇年５月
	初診料	50 点　×１回
	再診料	30 点　×１回
	目薬	5 点　×１回
	レントゲン（右足）	50 点　×１枚
	処方箋料	45 点　×２回
保険	請　求 225 点	決　定 点

病院から届いたレセプトを受付して、審査に入ります。

保険診療にはルールがあるので、適正かどうかを審査します。

ドライアイだけで
足のレントゲン…？

審査委員の先生へ
ドライアイで足のレントゲンの撮影について、ご確認ください。

審査委員会

保険請求として
認められません。
査定！

メモ

保険診療とは

…保険診療は健康保険証を使った請求を行える内容の診療

国が定めた点数ルールに従って、診療行為は点数化されています。それを基に病院は請求書を作成。

内容は診療行為、薬剤、施設基準など多岐にわたります。

ちなみに

健康保険証が使えない診療は「自由診療」。全てが患者負担となります。

査定　…病院が「保険診療」として出した請求から、減点・減額をすること

・点数を取るための要件に合わない
・保険診療として適正ではない　など

返戻　…一度病院にレセプトを返却すること（再提出される場合がある）

・記載が足りていない時
・記載が誤っている時　など

捻挫（病名）入ってない！
いったん返してください！

A病院

審査１課・審査２課で審査や生年月日などの必要事項の記載を確認したあとは…
情報システム課で保険者への請求内容の確認をします。

患者が支払う金額は、年齢や資格などによって違う場合があります。
支払に必須なその情報は、各保険者（市町など）から送られる大事な個人情報です。

情報システム課
支払班

５ 月 診 療 分

Sさん 生年月日　男性	保険者（〇△市） A 病 院

病名	・ドライアイ ・ ・	令和〇年５月
	初診料	50 点　×１回
	再診料	30 点　×１回
	目薬	5 点　×１回
	~~レントゲン（右足）~~	~~50 点　×１枚~~
	処方箋料	45 点　×２回
保険	請　求 225 点	決　定 175 点

５月中にSさんにかかった医療費の合計は
175 点＝1, 750 円に査定された

医療費の合計が 1, 750 円で、
Sさんは３割自分で払うから…
1, 225 円が保険が支払うお金！

保険者（保険証の発行元）に保険が支払うお金を請求。国保連合会に支払ってもらい、国保連合会から病院に支払いをします。

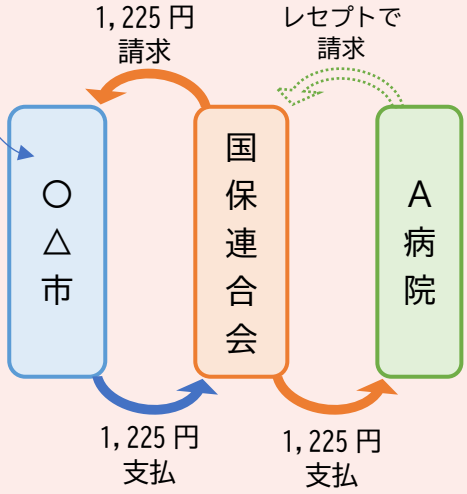

知っているようで知らない…医療費にはこんな仕組みがあります。

誰もが安心して医療を受けることができる仕組み「国民皆保険制度」。
そんな社会の仕組みを支える大事な仕事をしています！